

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ ペットの移動式火葬

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者1)

当社は、ペットの飼い主宅を訪問し、ペットの火葬を行う事業を考えています。最近では、ペットを単に愛玩動物としてではなく、家族の一員ととらえている方が多く、移動式の火葬施設を考えております。火葬で残った骨は飼い主に戻しますが、灰が少々残りますのでその処分を考えています。この場合、灰は事業活動に伴い発生した燃え殻、つまり産業廃棄物として処分することを考えていますが、燃え殻を処分できる業者を紹介してください。

(協会1)

ペットは、民法の規定では、動物は人間ではないため、基本的には「物(財産)」として扱われているようで、ペットは飼い主の所有物とみなされ、ペットが傷つけられた場合は器物損壊と言うことになるようです。

ペットは家族の一員と言う感情を除外した場合、廃棄物処理法では、家庭で飼われているペットが死んで不要になった物は、一般廃棄物に該当し、市町が処理することになり、焼却した灰も一般廃棄物を処理して発生した灰も一般廃棄物と言うことになります。

確かに最近ではペットを家族の一員と考えている方も多いようですが、ペットを飼っているすべての方が同じ感情であることはないと思います。火葬した骨は飼い主に戻すということですが、火葬を依頼した方が皆受け取るとは限らないと思います。火葬はしたけど骨も含めて処分して欲しいという方もいると思われれます。この場合、ペットが死んでしまった時点で不要物と言うことになるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、ペットの火葬行為は一般廃棄物の処理に該当すると思いますので、移動式のペットの火葬を考えている市町に、ペットの火葬が一般廃棄物の焼却に該当するか否かを確認してください。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、 manifests の運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- manifests 等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、 manifests、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。